



たまき 社協だより

2021.11 No.80

編集・発行 社会福祉法人 玉城町社会福祉協議会
〒519-0433 玉城町勝田4876番地1
TEL 0596-58-6915 / FAX 0596-58-6916
ホームページ <http://tamasya.or.jp/>
E-mail tamasya@amigo2.ne.jp

玉城町社協理念 ～笑顔広がる 人づくり 地域づくり つながりづくりの実現に向けて～

じぶんのまちを良くするしくみ **赤い羽根共同募金**



「元気でたまき委員会」



あいさつ運動をはじめ、
さまざまな企画や取組を行っています。

「手話っちカフェ」



楽しく手話にふれる集まりです。

「給食サービス」



おひとり暮らしの
高齢者の方へのお弁当配達

「あいさつ運動」



毎月第3火曜 明るく声かけ玉城の目

※写真は昨年度以前に実施したものも含まれます。

赤い羽根共同募金

戦後間もない昭和22年に、市民が主体の民間運動として始まり、当時は戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われました。現在では法律（社会福祉法）に基づき、地域福祉の推進のために活用されています。

10月1日から3月31日は赤い羽根共同募金の運動期間です。社会福祉法に定められた地域福祉の推進を目的に、「自分のまちを良くするしくみ」として毎年実施されています。玉城町内で集められた募金のそのほとんどが玉城町内の福祉活動に使用されます。上記の活動や事業は共同募金を活用し実施しています。また、上記以外にもさまざまな活動や事業に使用されており、どなたでもご参加・利用できる事業や活動もあれば、対象が限定された事業・活動もあります。詳しくは玉城町社会福祉協議会（☎58-6915）までお気軽にお問い合わせください。

この広報は、社協会費によって発行しております。

赤い羽根共同募金とは？

「都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であつて、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く。）に配分することを目的とするものをいう。」と社会福祉法に規定されています。

仕組み

共同募金は日本全国で一斉に行われますが、実施主体は47の各都道府県共同募金会です。三重県においては三重県共同募金会が実施主体となり、各市町には共同募金委員会があります。

地域福祉の充実のためには、国の制度や行政サービスも大切ですが、地域に住む人々の助け合いや支え合いが重要になります。共同募金は自分たちで集めて自分たちの地域の福祉のために使う資金で

あり、自分たちの町を良くする仕組みとなっています。

運動期間

厚生労働大臣の告知により、10月1日から翌3月31日までの6ヶ月間とされており、12月については、「歳末たすけあい募金」もあわせて実施しています。

また、各区を通じて世帯ごとに戸別募金としてご協力をお願いしており、町内における地域福祉活動の大切な資金となっています。



愛ちゃんと希望くん

共同募金の必要性

町内にはお年寄りや障がいのある人、子育て中の人など、暮らししていくのに助けが必要な人たちがいます。誰もが暮らしやすくなる

お手伝いをするために、みんなでちよつとずつ助け合う、それが赤い羽根共同募金です。

助けが必要な人たちのために、当協議会をはじめ、さまざまなボランティア団体等が活動しています。活動に必要なお金を一人で出すのは大変ですが、みんなで少しずつ寄付すれば、より多くのお金が集まり、たくさんの方が活動にかかわることが出来ます。またそれぞれの団体がバラバラに募金活動をする、どこへ寄付すれば良いか迷ってしまうので、「共同募金」としてまとめて募金活動をおこない、共同募金会が審査して必要となるに助成しています。



赤い羽根共同募金のマーク

また、この他に、大規模災害が起こった際の備えとして、県共同募金会では、募金額の一部を「災害準備金」として積み立てています。これは災害が起こったときに、

災害ボランティア活動支援など、被災地を応援するために使われています。玉城町においても、平成29年度の台風21号被害に伴う、災害ボランティアセンターの運営費用等は「災害等準備金」から助成されました。

ご協力をお願いします



寄付金の税制優遇

共同募金会への寄付は、法人、個人ともに、税制上の優遇措置の対象となります。特に「赤い羽根共同募金」への寄付は、公益性が高い寄付金として財部大臣が指定する「指定寄付金」とされ、法人寄付の場合は寄付金の全額を損金算入することが出来ます。また、個人による寄付も、所得控除または税額控除の適用を受けられます。詳しくは赤い羽根共同募金ホームページの「税制上の優遇措置」をご覧ください。

ちよつと有償ボランティア

ちよつと有償ボランティアは町内の方々のお困りごとをお手伝いする有償のボランティアです。有償のボランティアなので、活動に対して利用料は発生します。しかし、営利を目的とするものではなく、誰もが安心して暮らせるまちづくりとして、困った時はお互い様の精神で身近なお手伝いを心掛けるものです。

活動をお手伝いいただく助っ人さんも募集しております。

「ゴミ出し

しに行くことができない」「ちよつとのお手伝いできるかも」などのお声をお待ちしております。



詳細につきましてはちよつと有償ボランティア担当までお問い合わせください。

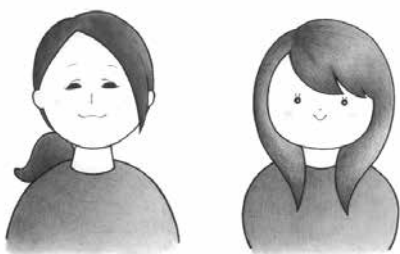
「まちの相談役」生活支援コーディネーターだより

令和3年度、生活支援コーディネーター事業を町から受託しました。

生活支援コーディネーターは住民さんの「困ったなあ」と「やってみたい」をおつなぎする役割を担っています。

「地域で困つとすることはあるけれど、どこに相談していいのかわからない」というご相談もお待ちしております。

また、生活支援コーディネーターは地域に出向き、地区でお話させていただく機会もあります。お気軽にお声がけください。



生活支援コーディネーター

玉城町社協のYouTubeチャンネルに生活支援コーディネーターが登場しています。ぜひ、ご覧ください♪

<https://www.youtube.com/channel/UCYsNzeaJJYXQ6i5-FB5A31A>



「二芸展覧会」

「おたいの一芸みてってなあ」

家や職場ではない第3の居場所を作るため、趣味・特技の展覧会を開催しています。

趣味でつくった素敵な作品が自宅にねむっているなどの声をお待ちしております。

ご協力

ありがとう

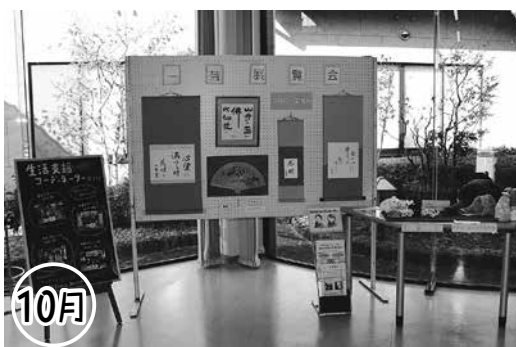
ございました！



8月



7月



10月



9月

第20回 玉城町社会福祉大会

- 【日 時】令和4年2月11日（金・祝）10：00～11：00
【場 所】玉城町保健福祉会館 ふれあいホール
【内 容】社会福祉功労者表彰、『福祉の作文』発表（小・中学生）、福祉協力校の活動発表 ほか



※新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、内容等変更する場合がございます。

生活福祉資金についてのお知らせ

○特例貸付の受付期間が延長されます。

新型コロナウイルス感染症にかかる特例貸付の受付期間を令和3年11月末まで延長します。

○総合支援資金を利用する場合、自立相談支援機関の支援を受ける必要があります。

自立支援に向けた支援を進めるため申請時に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意する必要があります。

住民視点で『防災・減災』を考える学習会

平時にはどんなことができるのか、被災時にはどんなことをやらなければならないのか。今こそ自らが復旧・復興に取り組んでいける地域づくりが大切になってきています。

そこで、今求められる『防災・減災』とは何か、みなさんの不安や課題をひも解きながら一緒に学習します。三重大学准教授 川口氏、特定非営利活動法人 みえ防災市民会議 山本氏をお招きし防災に関するお話をお聞きします。玉城町防災ボランティアの避難所運営ゲームの体験などもあります。

日 時：12 / 4（土）
9：00～15：00

場 所：玉城町保健福祉会館
定 員：20名程度

主 催：玉城町防災ボランティア
玉城町社会福祉協議会
後 援：玉城町



詳細につきましては玉城町社会福祉協議会（☎58-6915）までお問い合わせください。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインに変更となる場合があります。
オンラインによる参加を希望（講演のみ）される方は社協宛メール（tamasya@amigo2.ne.jp）に氏名、住所、メールアドレスをお送りください。

ご寄附(7月～9月)ありがとうございました

プランニング・ニュー様 7,000円
元気バス募金箱 63,052円

身近な社協相談窓口ご案内

心配ごと相談(予約不要)

日 時：毎月10日、30日 13：00～15：00
場 所：玉城町保健福祉会館にて
相談員：民生委員児童委員、人権擁護委員、行政相談員

玉城町社会福祉協議会 情報発信中!

ホームページ

YouTubeチャンネル

フェイスブック



明るく声かけ玉城の日(毎月第3火曜日)
家庭・地域・学校・職場 いつでも・どこでも・だれとでも
あいさつの輪を広げていきましょう。